

保護者各位

松商学園高等学校

令和 8 年度 長野県私立高等学校等奨学給付金の前倒し給付申請について(ご案内)

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「長野県私立高等学校等奨学給付金」は、授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、一定の所得要件等を満たす世帯を対象に支給される制度です。

このたび、新入生の保護者等で奨学給付金の前倒し給付を希望される方を対象に、4 月から 6 月までの 3 か月分が支給されます。なお、残りの期間(7 月から 3 月までの 9 か月分)の給付を希望される場合は、別途、8 月中にご案内する通常申請を行っていただく必要があります。

つきましては、以下の要件に該当し、前倒し給付を希望される方は、申請書類を期日までに本校へご提出くださいますようお願いいたします。

1. 対象となる世帯

次のすべての要件に該当する世帯です。

・高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。

・以下①～④のいずれかに該当すること。

① 生活保護受給世帯

② 住民税非課税世帯(所得割額の合算額が 0 円)

③ 所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯(年収 270 万円～380 万円相当の世帯)

④ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯(年収 380 万円～490 万円相当の世帯)

※保護者全員の都道府県民所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判定されます。

ご自身の所得割額などはマイナポータルからご確認いただけます。

マイナポータル>「わたしの情報」>おかね>税・所得



2. 申請書類

■申請書類の入手方法

下記 URL(長野県ホームページ)または QR コードからダウンロードできます。
ダウンロードが難しい方は、本校事務室にて配布しております。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ken-manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/hojokin/kyuuhukinsouki.html>



■申請書類

以下の書類をご提出ください。

- ・長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書(様式第1号)
- ・添付書類(振込先口座の通帳写し)台帳(様式第2号)
- ・生活保護受給証明書【生活保護受給世帯】
- ・令和7年度課税証明書【住民税所得割額の世帯合計が182,500円未満世帯】
※保護者等全員分の課税証明書の原本を提出してください。
※前倒し申請は、**令和7年度**を提出してください。
- ・委任状【振込先を第3者に変更する方のみ】

以下の書類は学校で準備しますので、提出の必要はありません。

- ・就学支援金認定通知書
- ・在学証明書

3. 早期給付額

所得要件等	給付金額(3か月分)
① 生活保護受給世帯	13,150円
② 住民税非課税世帯	38,000円
③ 所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯 (年収270～380万円相当の世帯)	12,667円
④ 所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯 (年収380～490万円相当の世帯)	9,500円

給付金は、申請時にご指定いただく口座へ直接振り込まれます。

4. 提出期限

**2026(令和8)年8月4日(火)までに申請書類を事務室又は担任までご提出ください。
なお、郵送による提出も可能です(必着)。**

- ・奨学給付金の受給には、保護者による申請等の手続きが必要です。
申請を行わない場合は、奨学給付金を受給することができませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

以上



松商学園高等学校

担当：事務室 奈良井・降旗

住所：〒390-8515 長野県松本市県3-6-1

電話：0263-33-1210（平日 9:00～17:00）